

生 物 遺 伝 資 源 提 供 同 意 書

　　　　　　　　　　　　　（以下「提供者」という。）と国立大学法人京都工芸繊維大学（以下「京都工芸繊維大学」という。）とは、次の事項に同意する。

１． 京都工芸繊維大学は、我が国のライフサイエンスの分野における研究開発及びその実用化の発展のため、生物遺伝資源（バイオリソース）を収集し、維持・保存・増殖・品質管理ならびに研究者に対する提供を行っている。本同意書は、提供者が京都工芸繊維大学にショウジョウバエ系統：

 （系統名、遺伝子型、文献情報を記載、または、別紙）

の一部の個体を増殖させた複製物（以下「本件リソース」という。）を提供するにあたっての相互の合意事項を定めるものである。

２． 提供者は、本件リソースを無償で京都工芸繊維大学に提供する。この提供においては、知的財産権の移転は含まれない。京都工芸繊維大学は、前項記載の目的のため、本件リソースについて、維持、保存、増殖、品質管理・向上のための交配等を行い、研究者に対し提供を行うことができる。

３． 提供者は、本件リソースの提供にあたって、本件リソースの由来、特性並びに品質に関する正確な情報（特許、名古屋議定書に関する同意等を含む）を添付する。京都工芸繊維大学は、遺伝子型を含む本件リソースに関する情報を必要に応じて更新し、データベース等を介して広く公開することができる。

４． 提供者は、本件リソースに関し、本同意書の条件に従って、（1）京都工芸繊維大学に提供する権限を有すること、（2）京都工芸繊維大学が本件リソースの利用を希望する者（以下「利用者」という。）に対し本件リソースの提供を行うことができること、（3）当該利用者が本件リソースを使って研究開発することについて、いずれも法律上あるいは契約上なんら禁止ないし制限を受けていないことを確認し、保証する。

５． 本件リソースの由来は以下のとおりである。

 （該当する条項の□を■とする。）

 □　 本件リソースは、提供者が開発したリソースである。

 □　 他者が開発したリソースで本件リソースの提供にあたっては開発者の許可を得ている。

 □　 本件リソースは、提供者が購入したものであるが、提供をすることについて制限を受けていない。

 □　 その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

６． 京都工芸繊維大学は、本件リソースの遺伝子型及び利用者が引用すべき文献情報等をホームページに掲載し、本件リソースを提供者が定める次の条件下で利用者へ提供する。

 （該当する条項の□を■、○を●とする。）

 □　 条件を付加しない。（営利機関による使用及び非営利機関による営利目的の利用も認める。）

 □　 以下の条件を付加する。（京都工芸繊維大学は、付加された条件をホームページに利用者に対する提供条件として掲載する。）

 ○ 非営利機関による非営利目的の利用については条件を付加しない。営利機関による使用及び非営利機関による営利目的の利用も認めるが、以下の条件を付加する。（共同研究や共著等を条件とすることはできません。）

 ○ 本件リソースの利用は、非営利機関による非営利目的の利用に限る。（営利機関による使用及び非営利機関による営利目的の利用は認めない。）

 ○ 本件リソースの利用は、非営利機関による非営利目的の利用に限る。（営利機関による使用及び非営利機関による営利目的の利用は認めない。）その上で、利用には以下の条件を付加する。（共同研究や共著等を条件とすることはできません。）

 ○ その他（以下に記載して下さい。なお共同研究や共著等を条件とすることはできません。）

尚、提供者が定めた上記の条件は、必要に応じて適宜見直し、提供者と京都工芸繊維大学の合意の上、変更することができる。

７． 提供者は、本件リソースの維持・保存・増殖段階でのやむを得ない事情による変質・滅失あるいは自然災害その他の不可抗力によるリソースの滅失・散逸などについて、京都工芸繊維大学に対し責を問わない。

８． 本件リソースの提供にあたっての送料は、京都工芸繊維大学が負担する。

９． 本件リソースの輸送段階の事故処理については、速やかに双方で協議し処理する。

10． 京都工芸繊維大学は、運営委員会等の意見を踏まえ、維持方針の変更が生じた場合は事前に提供者に連絡のうえ、本件リソースの維持・保存・提供の中止その他の処分をすることができる。

11． 本件リソースは、関連する日本の法令「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」（平成15年法律第97号）、及びガイドライン「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「実験動物の飼養及び保管に関する基準」等によって認められる範囲内の研究環境、実験条件、あるいは、国の法令等によって認められる範囲内で取り扱わなければならない。なお、当該法令等に基づく手続きが必要な場合には、当該法令等にしたがって提供者及び京都工芸繊維大学がその手続きをしなければならない。

12． 本同意書に定めのない事項及び本同意書の履行について疑義を生じた内容については、双方が協議し円満に解決を図る。

以上により同意書２通を作成し、提供者、京都工芸繊維大学それぞれ１通を所持する。

西暦２０＊＊年　　月　　　日

|  |  |
| --- | --- |
| 提供者 | 京都工芸繊維大学 |
| 機関名： 所在地： 〒担当者（職名、名前）：　　　　　　　　　　　　　　　　印研究責任者（職名、名前）：　　　　　　　　　　　　　印機関長（職名、名前）： 　　　　　　　　　　　　　　　印 | 機関名： 国立大学法人京都工芸繊維大学所在地： 〒606-8585京都府京都市左京区松ヶ崎橋上町1番地機関長： 学長 森迫　清貴　　　　　　　　　印 |